

## 平成 30 年度第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1．日時 平成 31 年 2 月 14 日（木）午後 1 時 30 分から

2．場所 鴨川市役所 4 階 400 会議室

3．出席者

（１）委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、川上正利委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、  
高梨道弘委員、和泉悟委員、鈴木憲章委員

（２）鴨川市国民健康保険条例施行規則第 14 条の規定により出席した者

亀田郁夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 （牛村部長課長事務取扱）

総務部 松本憲好部長

税務課 渡邊寿美課長

市民生活課 塚越均課長、長幡祐自課長補佐

保険年金係 小原富裕主査

4．次第

（１）開会

（２）会長あいさつ

（３）市長あいさつ

（４）議件

平成 31 年度国民健康保険税率(案)について

平成 31 年度国民健康保険特別会計予算(案)について

国民健康保険短期人間ドック利用助成額の改正(案)について

その他

（５）閉会

5．会議内容

別紙のとおり

6．会議の傍聴者

なし

## １．開会

（司会）

皆様、おはようございます。本日の進行を務めさせていただきます市民生活課の長幡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議に入ります前にあらかじめご案内いたします。本会議は、「鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領」に基づき、公開とさせていただいております。つきましては、議事録作成のため会議を録音させて頂き、議事録を市のホームページに掲載させていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前に、配布しました資料といたしまして、会議次第と、資料１から資料４。そして、本日追加で配布しました「平成 30 年度 国民健康保険税について」でございます。以上、お手元でございますでしょうか。不足等ございましたら、お申し出ください。本日、村尾委員より欠席の報告がありましたので、出席者数は９名でございます。過半数の委員の出席がありましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第 8 条の規定により、本協議会は成立いたしました。ただ今より、平成 30 年度第 2 回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

それでは、次第により進めさせていただきます。樋口会長より、ご挨拶をお願いします。

## ２．会長あいさつ

（樋口会長）

本日は、平成 30 年度第 2 回の国民健康保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しいなか、ご出席いただきまして心よりお礼申し上げます。

さて、国保事業を取り巻く環境につきましては、ご承知のとおり、高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴います医療費の増加などにより、財政的に大変厳しい状況に置かれております。

そうしたなか、昨年 4 月から、千葉県が国保の財政運営の責任主体となる広域化が始まったところですが、市民の方々と直接関わる窓口対応や保険税の賦課、徴収などの事務につきましては、引き続き市が担うこととなっております。本市においても、国保加入者の疾病予防や、健康づくりなどの事業を通じて、健康の保持増進に努めることで、医療費の適正化を図るとともに、保険税の適正な賦課や徴収率の向上を図り、国保会計の健全化へ向けた、より一層の努力が必要であると考えております。委員の皆様には、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、本日の議件に対しましての率直なご意見、ご提言をいただきながら、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

## ３．市長あいさつ

（司会）

続きまして、亀田市長よりご挨拶を申し上げます。

（亀田市長）

皆さん、こんにちは。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、公私共お忙しい中、平成 30 年度第 2 回目の鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、豪雨、地震など、大きな自然災害が多発した年でした。今年は平成の時代が終わり、新しい元号に変わるということで、感慨深いものがあると同時に、新しい時代への高揚感も覚える年であります。

しかし、現在の日本の状況を見てみますと、若年人口の減少による人手不足が深刻です。さまざまな産業が維持できなくなり、海外からの労働者の積極的な受け入れが始まろうとしています。一方、高齢者の増加や、医療の高度化に伴い、医療・介護等の社会保障費が増大するなか、さまざまな制度改革が喫緊の課題となっています。

2025 年には、団塊の世代が後期高齢者となり、医療や介護の費用が急増すると言われています。この高齢化社会のなかで、社会保障制度の持続性を高めるには、若年層だけでなく、高年齢層も対象とした公平な負担や給付の見直しが、必要となってきます。

このような中、平成 30 年度広域化による新国保制度は順調な滑り出しとなったところです。今後は新制度を定着させ、引き続き安定的な運営に努めて参りたい所存でございます。

本日の議件は、平成 31 年度・国民健康保険税率（案）を初め、計 3 件となっております。委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、今後も皆様の貴重な御意見を賜りながら、適正な国保運営に鋭意努力して参る所存でございますので、より一層のご支援、そして、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会）

ありがとうございました。

あらためまして議件に移らせていただきます。鴨川市国民健康保険条例施行規則第 6 条により、会長が議長となることになっておりますので、樋口会長に議長をお願いし、進めてまいりたいと思います。それでは、樋口会長、よろしくお願いいたします。

#### 4．議件

（議長）

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、議事録署名人を指名させていただきます。黒野秀樹委員にお願いできますでしょうか。

（黒野委員了承）

（議長）

これより、議件に入ります。議件 1「平成 31 年度 国民健康保険税率（案）」について、事務局より説明をお願いします。

（税務課長）

国民健康保険税の税率等についてですが、まず、結論を申し上げますと、平成 31 年度の保険税率は、据え置きとさせていただきます。検討の状況等につきまして、少し説明をさせていただきます。資料は 1 になります。

また、先ほど追加で配付させていただきました、現行、平成 30 年度の税率等の資料につきましても、あわせて参考としてご覧いただければと思います。

はじめに、保険税率の決め方等について、算定方法等の詳細な部分は省略させていただき、概要を簡単に申し上げます。県が、給付や所得の状況等 市町村の各種データを用いて、それぞれの市町村の国保事業費納付金の納付等に必要な保険料・税の所要額や、その確保のためには、どのくらいの率で賦課を行ったらいいか試算をして標準的な率等を示します。その標準的な率等を参考に、各市町村で 所要額を確保できるよう検討を行い、最終的には市町村が料率・税率等を決定するという仕組みになっております。

今回、平成 31 年度の保険税に関しまして、県で行った試算結果等ですが、先般、2 月 5 日、国から示された確定係数を基に、県としての最終的な標準料率等が公表されたところです。

資料 1 の 1 ページが、県が試算結果として公表したものの資料です。県内市町村の理論上の算定結果による 1 人あたりの保険料・保険税の額となっております。市町村名の隣の欄 が、平成 28 年度の実績数値を用いて試算した現在の算定方法による推計で、鴨川市は 95,016 円、その隣 が、平成 31 年度の被保険者、給付等の見込による平成 31 年度の試算結果で、98,321 円となっており、3,305 円程度の増加が見込まれるとされています。また、裏面の 2 ページですが、参考までに、平成 31 年度の標準保険料試算結果を高額な順にした表となっています。

金額・順位とも、各市町村で決定する最終的な率や被保険者の状況等によって、実績は異なってくると思われますが、所要額見込みに対する県の試算段階での保険料・保険税負担に関する見込、参考値と考えていただければと思います。鴨川市は、高いほうからは 35 位という位置になっています。

国の示す係数や県の試算は、あくまでも法定外繰入や軽減措置等、保険料引き下げ要因がないと仮定した理論上の見込によるもので、昨秋に提出した被保険者等に関するデータをもとに保険料所要額を算出し、その所要額を集めるための料率・税率の設定を行ったものとなっています。

次に、3 ページの上の表が、ただいまの県の試算結果の鴨川市の部分を抜粋したものです。下の表が、鴨川市の現状になりますが、左の方の欄、平成 29 年度の 1 人あたり保険税の実績が、92,232 円、平成 30 年度は、年度末までにはまだ被保険者や所得の状況に変動がありますので、金額は変わってくると思われますが、約 91,000 円くらいになると見込んでいます。

このような状況を踏まえまして、平成 31 年度の予算編成、税率改正の検討を行うため、最新の状況からの見込で試算を行った結果が、表の真ん中の欄、平成 31 年度試算、「1 人あたり保険税見込」となります。

税務課では、現行のシステムを利用して試算を行うことにより、軽減見込や人数、所得の減少傾向等も考慮したうえで、予算計上できる保険税額を試算し、その結果と、県から示された所要額を比較して、検討を行なったところです。まず、県から示された標準的な率で試算を行った状況ですが、県の試算結果は、理論上の 1 人あたり税負担は若干増の見込みとされておりますが、実際の課税額見込としては、被保険者数や所得状況の変化、軽減該当や自然減等により、金額的には下がる見込で、1 人あたりは約 87,800 円と推計されます。表の右側の欄になりますが、平成 30 年度課税状況と比較しましても、実質引き下げとなり、被保険者数の減少傾向や 所得状況の伸び悩み等を考えますと、税所要額の確保に若干不安がある状況と思われました。

いざという時のための財政調整基金の保有額も十分とはいえない状況ですし、税收確保が難しいと思われる、税率引き下げは困難な状況と考えられます。

一方、現行の税率により、被保険者数、所得の減等についても見込んで試算を行ったところ、1人あたりは約 90,500 円と、標準的な率での試算よりも若干高くはなりますが、税率は据え置きということで、平成 30 年度との比較では、1人あたりも大きくは変わらず、被保険者や所得の状況による自然減で、若干下がる程度になるのではないかと思われ、総額といたしまして、必要な税収確保は可能であると見込みました。現行の税率によって、税所要額が確保できると見込まれる状況ですので、負担増となる税率の引き上げを行わなければならない状況ではないと考えます。

そのため、必要な税収確保とともに、負担増への配慮ということも考え、平成 31 年度の鴨川市の保険税率につきましては、追加で配付させていただいた平成 30 年度の税率の資料にございます現行の税率のまま据え置くこととさせていただきたいものです。

なお、税率は据え置きとさせていただきますが、年度末の税制改正に伴い、賦課限度額の引き上げが行われる場合、その改正については行わせていただく予定です。

資料 2 としてお示ししております、こののち、市民生活課からご説明いたします平成 31 年度予算案におきまして、歳入の保険税の部分は、これらの検討を踏まえ、現行税率適用のもと、試算をいたしましたもので、その他の歳入とあわせ、必要な歳出を賄うことができる見込となっております。

税務課からは以上になります。

(議長)

ご質問、ご意見等ございませんか。なければ、議件となっております「平成 31 年度 国民健康保険税率(案)」について、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議ないようであれば、議件 1 は、「承認」することとします。次に、議件 2 「平成 31 年度 国民健康保険 特別会計予算(案)」について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課 小原主査)

それでは、平成 31 年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。恐れ入りますが資料の 2 をご覧ください。

初めに、予算作成に当たっての基礎的な数値でございますが、加入世帯数を、5,957 世帯、被保険者数を 8,963 人と見込んでおります。前年度と比較しますと世帯数で 149 世帯の減、被保険者数で 473 人の減となっております。この被保険者数の減少ですが、国保加入者が 75 歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行する者の増加や、短時間労働者の社会保険適用条件の緩和によりまして国保から社会保険へ移行する者の増加によるものです。

次に、予算の概要ですが、歳入歳出ともに、総額は、39 億 9,475 万 5 千円で、前年度比 3.2%の減となっております。歳入の内訳でございますけれども、左の表をご覧ください。B の欄が平成 31 年度当初予算額になります。

まず保険税についてでございますが合計額で、7 億 6,800 万円の計上で前年度当初予算と比較しまして 3,030 万円、率にして 3.8%の減。これは、主に被保険者の減に伴うものです。

次に、国庫支出金についてですが、災害臨時特例補助金を除いては、全て県の特別会計に交付されます。災害臨時特例補助金については、本市の場合、東日本大震災等における被災者の保険税減免、保険給付費の一部負担金免除が対象となります。次年度の具体的な財政支援の内容は、政府予算の成立が前提になりますので、当初予算は千円を計上しています。

次に、療養給付費等交付金については、計上なし。退職者医療に係わるもので、この過年度交付分については、県の特別会計に交付されます。

県支出金については、合計で 29 億 2,680 万 6 千円の計上。内訳として、保険給付費等交付金の普通交付金でございますが、29 億 233 万 6 千円、歳出における保険給付費のうち、療養給付費、療養費、高額療養費などに要する費用が全額、県から交付されます。次に保険給付費等交付金（保険者努力支援分）として、1,200 万円の計上。疾病の予防・健康づくりや医療費の適正化等の努力を行う保険者に対して交付されるものです。

特別調整交付金分として、563 万 2 千円の計上。非自発的失業者に係る保険税軽減などに対して交付されるものでございます。県繰入金 2 号として、各市町村の特殊事情に応じた財政調整や医療費適正化事業に交付されるもの当初予算は千円を計上。特定健康診査等負担金 683 万 6 千円の計上。特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の 3 分の 2 相当分が交付されるものでございます。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金で、2 億 7,896 万 7 千円、前年度比 2,866 万 3 千円、11.5%の増。内訳ですが、保険基盤安定として、2 億 2,100 万円。これは、低所得者に対する保険税軽減相当額を繰り入れるものです。

事務費等繰入金であります職員給与費等として、503 万 4 千円を計上。出産育児一時金等として、560 万円。件数にして 20 件を見込んだものです。

財政安定化支援事業繰入金として、4 千 733 万 2 千円を計上。これは、被保険者の年齢構成が高いことや低所得者が多いことなどによる保険者の責に帰すことのできない事情を考慮して一般会計に地方交付税措置されるものであります。それを国保会計に繰り入れるものです。前年度と比較し増となっているのは、保険税軽減世帯割合の増、国保加入者の高齢者の割合の増に伴うものです。なお、当初予算編成時には、前年度基準にて算出していますので、平成 31 年度基準が通知されましたならば、再算定による補正を考慮しています。

次に、その他として、1 千円の存目計上。これは、法定外の一般会計の繰入金として枠を確保するものです。基金繰入金は、1 千円の存目計上。平成 30 年度、1 億 2 千万円を基金に積立てたことにより、平成 31 年度当初の財政調整基金の保有額は 1 億 2 千 100 万円となっています。次に、繰越金でございますが、1,215 万 7 千円で前年度比 3,736 万 8 千円、75.5%の減となっております。

最後に、その他収入といたしまして、882 万 3 千円の計上、前年度比 358 万 7 千円、68.5%増。内訳として、特定健診負担金として 235 万 5 千円、保険税の延滞金 200 万円、交通事故等による保険適用返還金として、第三者納付金 396 万 3 千円となっております。

続きまして、歳出は右側の表をご覧くださいと存じます。まず、総務費ですが、1,178 万円で国保事業における事務費が主な内容です。

保険給付費につきましては、総額で 29 億 1,473 万 6 千円で、前年度比 9,294 万 5 千円、3.1%の減。その内訳として一般被保険者分が 2.4%減、退職分が 42.2%の減でございます。退職分につきましては、平成 20 年度の制度改正により、平成 26 年度にて新規適用が最後となり、平成 27 年度からは現存者が 65 歳まで適用となる経過措置による減となっております。

出産育児一時金は、1児につき42万円、20件の840万円、葬祭費については、5万円の80件で、400万円を計上。次に、国保事業費納付金。これは、平成30年度の鴨川市の国保事業費納付金として、10億2,301万9千円が県から提示されたものです。前年度比3,511万1千円、3.3%減。県が各市町村の医療費水準、所得水準及び被保険者数などを考慮して決定しています。現在の計上額は、平成30年12月に示された仮係数による試算であり、本年1月下旬に本係数による額が提示されたところです。時間的に予算編成に間に合わないため仮係数による計上となっています。本係数の結果を見て、平成31年度内補正で対応します。次に共同事業拠出金でございますが、事務費拠出金1万円の計上。次に、保健事業費として4,084万5千円を計上。内訳でございますが、特定健診等事業費として、2,644万9千円、前年度比30万2千円、率にして1.1%減。国保被保険者のうち、特定健診対象者の減に伴うものでございます。

保健衛生普及費として、1,439万6千円。これは、短期人間ドック補助金、ジェネリック医薬品差額通知の経費が主なものとなっております。次に、直診勘定繰出金、基金等積立金、公債費は1千円の存目計上。その他の支出は、保険税過誤納還付金などございまして、436万1千円となっております。最後に、予備費として、1千円の存目計上をしております。

以上で、平成31年度国民健康保険特別会計予算案についての説明を終わらせていただきます。

（議長）

ご質問等ございましたら、ご発言ください。

（黒野委員）

歳入の国庫支出金は国から県というお金の流れなのか。また、保健事業補助金が400万円からゼロになっているが、事業がなくなってしまったのか説明願いたい。

（市民生活課 小原主査）

まず、国庫支出金でございますが、災害臨時特例補助金については県を通さずに直接国から来るものでございます。続いて、保健事業補助金についてですが、これは県支出金の保険給付費等交付金（特別調整交付金）に振り替えられているものでございます。

（議長）

他に、ご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、議件となっております「平成31年度 国民健康保険 特別会計予算（案）」について、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議なければ、議件2は、「承認」することとします。次に、議件3「国民健康保険 短期人間ドック利用助成額の改正（案）」について、事務局より説明をお願いします。

（市民生活課長）

それでは、議件 3 の国民健康保険短期人間ドック利用助成額の改正案につきまして、ご説明いたします。資料 3、1 ページをご覧ください。改正の趣旨ですが、この事業は、被保険者の皆様の、健康の保持増進を目的に、受検する短期人間ドック費用の一部を助成するもので、平成 31 年 1 月末において、受検者数は下の表にありますとおり、前年と同数となっており、増加傾向が続いております。なお、今月開催されます市議会におきまして、更に、20 名分、金額にして 100 万円の追加補正予算の計上を予定しております、今年度は最終的には、260 名、助成額合計 1,100 万円程度と見込んでおります。

一方で、特定健康診査等の受診者数は減少しております。国保財政も緊迫している状況の中、費用対効果の面からも短期人間ドックの助成事業について見直す必要があると考え、ご提案いたすものでございます。なお、見直しについては、助成額の上限を引き下げ、可能であれば、その財源を活用し、特定健康診査の受診率向上に取り組みたいと考えております。

次に、具体的な改正内容ですが、現在は検査に係る費用の 7 割、助成額の上限を 5 万円としていますが、この上限を 3 万円に改めたいものです。ちなみに、平成 29 年度におきまして、上限額を 3 万円にした場合の助成額合計は、711 万円となりまして、現行との差額は 278 万 1 千円となります。

次に、施行期日ですが、この改正は、1 年間の周知期間をとりまして、平成 32 年度、平成 32 年 4 月 1 日からの施行としたいと考えております。

続きまして、県下 37 市の状況をご説明いたします。2 ページをご覧ください。助成なしが、浦安市 1 市。2 万円以下が 10 市、3 万円以下が 7 市となっております。なお、上限額を設けていない市が 4 つございますが、これは対象となるコースが決まっており、実質は 3 万円程度の助成となっております、これを合わせますと、上限額は 3 万円が一番多くなります。なお、3 ページから 7 ページに各市の詳細が載っておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、8 ページの資料は、本市が各医療機関と契約している検査費用額の一覧となっております。受検者の殆どの方は、亀田健康管理センターを利用しておりまして、ここの 1 日ドックは、検査費用が 48,600 円、市の助成額が 34,020 円でありまして、上限額を 3 万円にした場合には、自己負担が 4,020 円増えることとなります。

以上、簡単ではございますが、改正の趣旨・現状についての説明とさせていただきます。審議のほどよろしくお願いします。

（議長）

ご質問等ございましたら、ご発言ください。

（鈴木委員）

これで浮いた財源を活用し、特定検診の受診率向上に取り組みたいということでしょうか、具体的な取り組みについて教えてください。

（市民生活課長）

検診に来ない方には、来ない理由というのがそれぞれあるかと思います。今取り組んでいるのは、受診の勧奨ということで、その年代やその理由等に応じて、通知の仕方を変えるという取り組みです。専門的な部分もございますので、事業者へ委託して実施しております。県下や国保の連合会においても同様な方法に取り組んでいるところがございまして、今後も研究しながら取り組んで参りたいと思います。

（健康福祉部長）

特定検診については、総合保健福祉会館において集団検診を、個別では市内の医療機関にて実施しております。特に集団検診については、実施の回数を増やすということを行いました。平日では受診することができないというご意見も頂いており、こうしたところから、日曜日の検診をこれまで1回だけだったものを昨年度からは2回へと増やしたところです。なお、来年度は6月から7月にかけて約1ヶ月実施する予定でございます。

併せて、初めて特定検診を受ける方については、自己負担金額を無料にする取り組み、また、健康ポイントについては今年度で3年目を迎えますが、その中でも特定検診を受けて一定のポイントを貯めた方については、次年度の自己負担金を無料にしております。これらの事業で、少しでも利用しやすい環境を作り、受診率向上により医療費の抑制に繋げて参りたいと考えております。

（林委員）

人間ドックの補助を3万円にすると、人間ドックの受診率が低くなるかと思いますが、その点について説明をお願いします。

（市民生活課長）

人間ドックの補助については、平成28年度に7万円から5万円に引き下げたところです。実際の自己負担については上限額もありますので、あまり影響がなかったところです。受診率については、大きな影響はないものと考えております。

（議長）

他にご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ただ今、議件となっております「国民健康保険 短期人間ドック利用助成額の改正（案）」について、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

（議長）

ご異議ないようであれば、議件3は、「承認」することとします。次に「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

（市民生活課長）

それでは、議件4、その他でございますが、非常勤特別職報酬等の見直しにつきまして、ご報告させていただきます。資料4、1ページをご覧ください。

これは、昨年8月に策定いたしました「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」に基づき、全庁的な取組として現在進めているものでございまして、非常勤特別職の定数及び日額報酬について検証し、見直しを行うというものでございます。なお、非常勤特別職とは、この国保運営協議会と同様の協議会や審議会などの附属機関の委員の皆様のことでございます。

見直しを行った結果でございますが、まず、定数についてです。見直しを実施した職の総数は、66の附属機関、延べ定数が、650人でありましたが、見直し後の延べ定数を385人といたしました。

次に、報酬の見直しでございますが、原則といたしまして、月額報酬5,500円を5,000円に改めるものでございます。なお、今後の手続きとしまして、今月開催されます、第1回市議会定例会に議案を提出し、可決されましたならば、平成31年4月1日より施行することとしております。

本協議会における具体的な内容でございますが、2ページをご覧ください。被保険者を代表する委員の定数を現行の3人から2人へ。保険医又は保険薬剤師を代表する委員を3人から2人へ。そして、公益を代表する委員を3人から2人へ、改めるものでございます。なお、被用者保険等保険者を代表する委員の定数については、現行どおりとなります。今回の見直しによりまして、本協議会の委員の定数は、10人から7人になるものでございます。

そして、現在の委員の任期が今年度いっぱいとなっておりますので、来る4月からの委員の定数について、適用させていただくこととなります。以上が、非常勤特別職報酬等の見直しにつきましてのご報告となります。なお、今回の件につきましては、委員の皆様へは、ご協議という形ではなく、ご報告となってしまったこと、非常に心苦しく思っておりますが、全庁的な取組ということでご理解いただきたいと存じております。併せまして、今後ともご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(議長)

ただいま、報告のありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご理解いただけたものとします。

それでは、最後になりますが、せっかくの機会でございます。全体を通して、何かございますでしょうか。特になければ、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。

5. 閉会

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、平成30年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

平成31年3月13日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 黒野 秀樹